山下江法律事務所主催　第２４回企業法務セミナー

「法改正と最新判例でみる、同一労働同一賃金」

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

山下江法律事務所では、３、７、１１月に企業法務セミナーを開催しています。
次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- **対　象**：**企業経営者様、経営幹部様、法務担当者様、その他ご関心のある方**
- **日　時**：**２０１８年１１月２２日（木）**
  ≪セミナー≫１８：３０～１９：３０　≪懇親会≫１９：３０～２１：００
- **会　場**：**Ａｊｉｋｕｒａ（あじくら）**
  （広島市中区上八丁堀 4-1 アーバンビューグランドタワー 2F）
- **受講料**：

≪顧問会社様≫	**セミナー**	**無料**
	懇親会	**１名様につき　５，０００円**
≪一般の方≫	**セミナー**	**１名様につき　４，０００円**
	セミナー＋懇親会	**１名様につき　８，０００円**

- **特　典**：ご参加いただきました方は、1カ月以内に1時間の無料相談（1万円相当）ができます。
- **セミナー内容**：今年の通常国会で、働き方改革関連法が成立し、非正規労働者に関する「同一労働同一賃金」への対応は待ったなしの状況になりました（大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月からの適用）。他方、「同一労働同一賃金」に関しては、近時、最高裁をはじめとして裁判所判断が相次いで出されています。裁判所の判断は、今後確定されるガイドラインとともに、「同一労働同一賃金」の実務に影響を与えるもので十分な分析・検討が必要です。
  本セミナーでは、法改正と判例を材料に「同一労働同一賃金」の現在地を確認したいと思います。
- **懇親会内容**：セミナー後に、同会場にて懇親会を開催いたします。ご参加のみなさま同士、弊事務所の弁護士と親睦が深まる、和気あいあいとした賑やかな交流の場です。
  会場には、美味しいお料理とお飲み物（アルコール有り）をご用意しております。

講師　弁護士　松浦　亮介　／　山下江法律事務所

広島県因島市（現・尾道市）出身、広島大学附属高等学校卒業、
東京大学文学部卒業、通信社記者として勤務、神戸大学法科大学院修了

平成21年9月	司法試験合格
平成21年11月	最高裁判所司法研修入所
平成22年12月	司法修習終了　兵庫県弁護士会に登録
	企業内弁護士として勤務
平成23年5月	広島弁護士会に登録換え　山下江法律事務所入所

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

参加者様の声

第23回「次世代のための事業承継」より

A社 「非常に丁寧な説明で、誤解なく理解することができました。」
B社 「参考と成りました。勉強します。」
C社 「大変参考になる。資料もつけて頂いたので今後の参考にしたいと思います。」

第24回企業法務セミナー 「法改正と最新判例でみる、同一労働同一賃金」

お申込み 〈申込期限 2018年11月14日(水)〉

FAXにて、このままご返信ください。FAX 082−223−2652

＜参加形態＞ 下記1、2のいずれかに○をしてください。

1. セミナーと懇親会に参加する　　2. セミナーのみ参加する

御社名
参加者様ご芳名 ＜所属部署・役職もご記入ください＞
一般のご参加者様は下記もご記入ください
ご住所 （〒　　ー　　）
【TEL】　　【FAX】

・受付後、受講に関するご案内を FAX いたします。
・ご提供頂いた個人情報は、弊事務所からのご連絡以外は使用いたしません。

←第２４回セミナー＆懇親会会場の地図

お問い合わせ・お申し込み先
山下江法律事務所 経営企画部
TEL 082-223-0695（平日 9～18 時）